

## 平成 21 年度 第 3 回石狩市都市計画審議会

会議日時：平成 21 年 8 月 25 日（火）午後 2 時 00 分～

会議場所：石狩市庁舎 5 階 第 1 委員会室

出席者：堂柿会長、三津橋委員、景井委員、住谷委員、田中委員、蜂谷委員、小澤委員  
宮原委員、岡田委員

事務局長：南建設水道部長

事務局：阿部都市開発課長、桜庭都市開発課主査、萩原都市開発課主査、

傍聴者：なし

<事務局長> 南 部長

ご苦労さまです。

本日は、大変お忙しい中、当審議会にご出席を戴きまして、誠にありがとうございます。

本日は、小沼委員より欠席の申し出がありましたのでご報告いたします。

開会に先立ちまして、白井副市長より諮問書をお渡しいたします。

<白井副市長>

札幌圏都市計画の変更について。

下記案件について、都市計画法第 19 条第 1 項及び同法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき諮問します。

諮問案件 札幌圏都市計画用途地域の変更について【北海道決定】

以上でございます。

《 白井副市長から会長へ諮問書をわたす 》

<事務局長>

白井副市長よりご挨拶を申し上げます。

<白井副市長>

ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、当審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

この度は、北海道決定となります、「札幌圏都市計画・用途地域の変更」について諮問させていただきます。

内容につきましては、前回の都市計画審議会ですべて説明をさせて頂いておりますが、花川北地区にございます紅葉山小学校の敷地等について用途地域の変更を行うものでございます。

花川北地区につきましては、分譲後三十数年が経過し、人口の減少と高齢化が進んでいる地区でございます。

この地区にあります、紅葉山小学校につきましては、児童生徒数の減少により平成 22

年3月をもって閉校することが決定されており、その跡施設の活用につきましては、道立特別支援学校の施設誘致と、花川北地区の生涯学習活動のメイン機能を有する社会教育施設との、公共的な複合施設としての活用を計画しておるところでございます。

この計画を推進して、紅葉山小学校の跡施設のより一層の活用と、花川北地区のさらなる活性化を図るためには、用途地域の変更が必要であると考え、今回、諮問させていただいたところでございます。

ご審議のほど宜しくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、これをもって挨拶にかえさせていただきます、宜しくお願いします。

<事務局長>

白井副市長につきましては、このあと公務がございますので、申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。

《 白井副市長 退席 》

<事務局長>

本日の案件は、只今、白井副市長より諮問のありました北海道決定となります、「札幌圏都市計画用途地域の変更」について、ご説明させていただきますほか、その他の案件で、「石狩市都市マスタープランの見直し」についてご説明させていただきますので宜しくお願い致します。

また、「傍聴者からの感想・意見の提出」については、前回の審議会では提出が無かった事をご報告いたします。

それでは会長、宜しくお願い致します。

<堂柿会長>

それでは、只今から「平成21年度第3回石狩市都市計画審議会」を開催いたします。

本日の議題は、諮問がありました、北海道決定となります「札幌圏都市計画用途地域の変更」に係る諮問案件と、その他として1案件となっております。

まず初めに、諮問案件から説明を受け、審議の後、その他の案件の説明を受けたいと思います。

<堂柿会長>

それでは、諮問案件となります「札幌圏都市計画用途地域の変更」について、事務局より説明をお願いいたします。

<阿部課長>

本日の諮問案件は、前回7月16日開催の「第2回石狩市都市計画審議会」で事前説明させていただいた北海道決定の「札幌圏都市計画用途地域の変更」に関する案件です。

今回の用途地域の変更についての基本的な考え方については、北海道が定めている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と、石狩市が定めている「石狩市都市マスター

プラン」に即しております。

本日の諮問案件であります用途地域をはじめとした都市計画の決定、変更をする場合は、これらの方針や計画に即さなければならないことになっております。

今回につきましては、これら方針や計画に即した上で、土地利用の動向変化に応じた変更を行う事となります。

まず、今回の変更対象エリアがあります、本市の花川北地区の位置をご説明いたします。

こちらは石狩市の行政区域の内、都市計画区域内を表した図面であります。石狩市役所がここになりまして、花川南地区、緑苑台地区、新港地区、本町・八幡地区、中生振地区がそれぞれ位置しています。

住宅地である花川地区、緑苑台地区などは、多くを濃い緑色の第1種低層住居専用地域がほとんどであり、幹線道路沿いや、地区の拠点などには、商業系や沿道住居系の用途地域を指定しております。

また、新港地区は準工業、工業、工業専用地域など、工業系の3つの用途を指定しております。

なお、白地の中生振地区などは、1次産業の保護の観点も踏まえ、原則建物の建てられない市街化調整区域にしております。

今回変更する花川北地区は、この赤丸で囲った箇所で、石狩市の住宅街の中心付近に位置しております。

資料 2ページにあるのが今回用途地域を変更する区域を拡大したものです。

赤枠でかこんだ場所が今回用途地域の変更を予定している紅葉山小学校の敷地になります。

付近には紅葉山公園や防風林、銀行やスーパーもあり緑豊かな住宅地の中に紅葉山小学校があります。こちらの用途地域は現在第1種中高層住居専用地域で中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護する地域となっています。

今回、紅葉山小学校の跡施設利用に伴いなぜ用途地域を変更する必要性が生じるのか説明させていただきます。

建築物を建築する際、その用途地域に建てられる建物の判断は建築基準法の各用途地域の建築制限と照らし合わせながら判断されます。

現在、紅葉山小学校の跡施設利用として特定支援学校と社会教育施設の誘致を計画しており、社会教育施設は建築基準法上では集会場としての分類となります。

そして、こちらが建築基準法第48条の表の集会場の建築制限に係る部分になります。

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域と現状の紅葉山小学校の敷地の用途地域である「第1種中高層住居専用地域」では600㎡以下の地区集会場までしか許容されません。第2種中高層住居専用地域では2階かつ1,500㎡以下の集会場、第1種住居地域は3,000㎡以下の集会場まで建築することが可能です。そして第2種住居地域からは面積制限のない集会場を建築することができます。

跡施設利用に関して具体的に説明致します。

現状の紅葉山小学校の敷地の用途地域は「第1種中高層住居専用地域」です。こちらで「特別支援学校」の建設を予定した場合、建築基準法上は「小学校」も「特定支援学校」も同じ「学校」として取り扱われるため、現状の用途地域を変更することなく「特定支援学校」として利用することができます。

しかし、社会教育施設は建築基準法上は「集会場」として取り扱われ現行の用途地域である「第1種中高層住居専用地域」では600㎡以下の地区集会場しか許容されない施設になってしまいます。

以上のように、平成22年3月で紅葉山小学校閉校後も第1種中高層住居専用地域のままにしていると、現状の施設の十分な活用を図ることができません。

そこで、今後の紅葉山小学校の跡施設利用の可能性をさらに広げるため、施設全体を社会教育施設に条例により位置づけされる事から、用途地域の変更を提案致します。

具体的には、紅葉山小学校の跡施設のより一層の活用を図り、花川北地区のさらなる活性化を図るために、社会教育施設として施設面積の制限のない第2種住居地域に用途地域を変更します。

また変更に係る敷地については引き続き公共用地として管理され、良好な環境が維持されることから用途地域の変更に伴っての地区計画の決定は行わないこととします。

平成21年7月1日から31日まで用途地域の変更に関するパブリックコメントを行いました。

提出意見はなかったことから、紅葉山小学校跡施設利用に伴う用途地域の変更に、特に反対意見はないものと考えております。

3ページの札幌圏都市計画用途地域の新旧対照表は、石狩市全域の用途地域の面積の一覧表でございます。

今回変更になる部分だけピックアップしたのが、こちらの表になります。

これは、紅葉山小学校跡地の用途地域が第1種中高層住居専用地域から第2種住居地域に変更することにより、第1種中高層住居専用地域の面積が3ha減り、その分第2種住居地域の面積が増加することを示しています。

今後のスケジュールに関して説明させていただきます。

北海道決定となります用途地域の変更につきましては、今回の審議会で答申をいただき、その結果を踏まえまして、北海道へ案の申出を行います。

その後、来年1月初め頃に変更案を縦覧いたしまして、2月に北海道の都市計画審議会の議を経て、3月末か4月の初め頃に変更となる予定となっております。

私からは以上でございます。

尚、ご質問に対する回答に関しましては、教育委員会の担当者からも回答させていただくことがありますので、ご承知ねがいます、以上です。

<会 長>

事務局からの説明が終わりましたので、これより審議に入ります、ご質問ご意見お願い致します。

## 【 審 議 】

<会 長>

前回の審議会で何人かの方から質問をいただきましたが、特に意見がないようなので当諮問案件については、「妥当である」ということで答申させていただいて、宜しいでしょうか。

《 「異議なし」の声 》

< 会 長 >

それでは、そのように答申させていただきます。

文案については、私に一任させて頂きたいと思います、どうぞ宜しくお願いします。  
休憩いたします。

< 事務局長 >

「札幌圏都市計画用途地域の変更」の関係説明員は、退席させていただきます。

《 教育委員会関係説明員退席 》

< 会 長 >

それでは、引き続き進めさせていただきます。

審議会次第4その他につきまして事務局より説明を受けます。

< 阿部課長 >

それではその他案件として「石狩市都市マスタープランの見直し」について説明させていただきます。

実は今年度は案件が前期に集中しておりましたことから、今後特別な案件が生じないかぎり今年度は本日が最後の審議会になる予定でございます。

そこで、来年度以降に取り組む予定案件ということで「都市マスタープランの見直し」に関して若干説明させていただきたいと思います。

本日は具体的な見直し点等についてははっきり申しあげることができる段階ではありませんが、都市マスの位置づけや、今までの見直し点を中心に説明させていただきたいと思えます。

こちらの石狩市都市マスタープランの策定根拠法令について少し説明したいと思います。都市マスタープランは都市計画法第18条の2に「市町村は、議会の議決を経て決められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。」とかかれています。

ここでいう「当該市町村の都市計画に関する基本的な方針」が石狩市都市マスタープランとなります。

都市マスタープランはまちづくりの具体的な整備プログラムではありません。都市計画区域内の都市づくりの目標や土地利用、都市施設の整備などについて「道筋」や「方針」などの取り組み事項を示すものです。本市においては市民が求める20年後の目指すべき将来の姿への取り組みとして平成13年に策定されました。

また、用途地域の変更や道路・公園の配置など、具体の都市計画の決定・変更につきましては、この都市マスタープランに沿った形でおこなわれることとなります。

こちらが平成13年当時の石狩市都市マスタープラン体系図になっております。本市のまちづくりは、石狩市総合計画に挙げる基本目標の実現に向け、福祉・教育・防災・住宅・下水道など、部門別に基本計画等を定め、具体的な施策を執り進めます。

都市計画においては、市域を対象としたきめ細やかなマスタープランはありませんでしたが、平成13年10月に都市計画に関する総合的・体系的な方針が都市マスタープランで示されました。

都市マスタープランは上位計画に即した内容で策定しなければなりません。都市マスタープランと上位計画並びに関連計画との体系はこちらの表のとおりです。

この都市マスタープランの役割ですけれども、都市計画は北海道が定める「札幌圏都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」と、石狩市が策定する「石狩市都市マスタープラン」に基づきまして執り進めることとなっております。これら計画の方針、位置付けに基づき、区域区分、用途地域、道路、公園などの都市計画の決定等を執り進めることとなります。

法的な言葉が続き分かりづらくなっているかと思しますので具体的な例をお示ししたいと思います。

たとえば先ほど諮問いたしました「紅葉山小学校の跡施設利用に係る用途地域の変更に關しましては北海道決定案件となる訳ですけれども、北海道へ協議書を提出する際、この用途地域の変更が「石狩市都市マスタープラン」のどこでその変更方針が謳われているのか示す必要があります。今回は本編の50ページ花川北地区の街づくり方針「具体的な取り組み」の中の上から5つめの「学校の空き教室の活用など、地域コミュニティ拠点を創出する取り組みを進めます」ということで今回の紅葉山小学校の跡施設を社会教育施設として活用することの妥当性を示すことができます。

言い換えれば、この都市マスタープランの方針で示すことができない都市計画の変更を押し進めることは非常に難しい状態であるということがいえます。

都市マスタープランの策定の経緯ですけれども、平成13年策定の都市マスタープランでは、環境というキーワードで括ることができる「環境基本計画」、「水とみどりの基本計画」の2つの基本計画とともに3年間掛け取り組みました。

策定には市民の意見を多く反映するため、市民協議会を設置し、庁内組織の基本計画策定委員会との意見・提案など、市民と行政がキャッチボールしながら進められ、石狩市初の市民参画による、将来の暮らしぶりを思い描いたマスタープランとして策定されました。

資料1ページ右側に計画ができるまでを載せてございます。ここでは、平成11年度から13回の協議会と12回の市民ワーキングが行われ、運営にも市民が参加し平成13年度に決定されたものであります。

市民協議会では、できるだけ多くの情報を収集し、市の現状をも十分に理解していただきながら、共通認識のもとで進めていきました。

そのようにして進められた市民協議会でだされた意見をまとめたのが「暮らしの体系」です。

まとめにあたっては、環境共生、少子高齢化、地域情報化、広域連携という時代の流れのなかで、成長し続ける時代から、社会全体が縮むことも視野に入れなければならない、成熟の時代を迎えているということを共通の認識とし、計画全体のキーワード、ここでは下地と表現していますが、環境にやさしい暮らしということを前提としました。また、計画は現実はどう動いていくのか、市民と行政の関係はどうあるべきなのか、原動力、仕組みについても、平行して考えました。

将来の暮らしぶりとしては、水と緑に囲まれた落ち着いた暮らし、周辺都市と連携した便利

で豊かな暮らし、安全で安心のある暮らし、活気ある産業が見える暮らし、みんながつくる心つながる暮らしとし、そこから見えてくるまちの姿は、身近に水と緑のあるまち、語れる風景があるまち、自然と共生するまちと、自然の豊かな石狩らしさをあげています。

さらに、誰もが住みやすいまち、安心して住めるまちと、人にやさしいまちを目指し、地域産業が見えるまち、生活の楽しみのあるまち、という産業、利便性についてふれ、全体を心がつながるまちとして、コミュニケーションにもふれています。

このような経緯を経て、まとめられたのが暮らしの体系ですが、この話し合いのなかで、石狩の特性、誇るべきものは、豊かな水と緑に囲まれた自然だということを通じた認識として示しています。

これらの暮らしぶり、あるいは、まちの姿から都市づくりの基本スタンスを次の7つとして取り進めることとしました。

- 1．環境と共生する社会の実現をめざした取り組み
- 2．すべての人にやさしい都市整備の推進
- 3．歩いて暮らせるまちづくりの推進
- 4．都市緑地の保全と交流の推進
- 5．地域情報化の推進
- 6．地域コミュニティの創出
- 7．都市整備のルールづくり

の7つですが、これらは、環境共生、少子高齢化、広域連携、地域情報化といった今日的な課題に、地域コミュニティとルールづくりという広がり、責任について、一定の方向性を示しております。

これらの基本スタンスや基本方針をまとめ、全体構想としたものが、この「まちの未来図」です。

それでは、方針について若干ご説明いたします。

この土地利用の方針図では、石狩市全体を「住宅ゾーン」「港湾ゾーン」「観光・レクリエーションゾーン」「交流農業ゾーン」と区分しております。

各地区毎の土地利用の方針は。

住宅ゾーンについては、住宅地の作られた経緯や、特徴から、さらに5つに分類しておりますが、共通の方針は、良好な環境の保全・育成としております。

観光レクリエーションゾーンについては、本町地区、海岸線、海、川、といった歴史や水資源を生かし、市民や都市住民との交流が生まれる、ふれあいに満ちた地域づくりをあげております。

港湾ゾーンは、石狩湾新港と工業団地で、地域の魅力の向上の取り組みをあげております。

交流農業ゾーンについては、方針を農業の活性化としております。

これは、分野別の方針のうち、土地利用の方針を地区ごとに分割したものです。

本日は時間の都合上、住宅ゾーンに関してのみ説明させていただきます。

この、住宅ゾーンの方針図1では、開発年代、現状から、花川南、北、花畔・花川東、樽川・緑苑台を4つの地区に分け、各地区毎に目標を掲げています。地区ごとに、

- ・花川南地区は、利便性が高い活気ある住宅地。
- ・花川北は、緑豊かなゆとりある閑静な住宅地。

- ・花畔・花川東地区は、多様な土地利用が可能で利便性の高い住宅地。
- ・樽川・緑苑台地区は、開放感がある緑豊かな住宅地としております。

次に、住宅ゾーンの方針図2では、親船地区、八幡地区、緑が原地区を示していますが、地区の目標像は、自然と共生する心休まる住宅地としています。

親船東地区の河川敷では、既に工事が始まっていますが、公園的な利用を図ることとしています。

八幡地区については、都市計画区域の拡大、八幡団地の市街化区域編入と地区計画の決定、下水道整備を位置づけております。

また、親船・八幡地区に近隣公園規模の公園の整備を位置づけています。

この他「観光・レクリエーションゾーン」の方針等に関しても、ぜひ一読していただくようお願いいたします。

本編に関する説明はこのくらいにいたしまして、平成19年度に都市マスタープランの部分見直しを行っており増補版を策定しておりますので、次は、こちらの変更点について説明させていただきたいと思えます。

平成19年度において見直しをした背景としては、

1つに策定当初の都市マスタープランは人口増加を基本としながら、少子高齢化などの社会状況に対応し地域のコミュニティがもつ重要性を踏まえ、様々な方針・取り組みから構成されています。しかしこの策定当初の予想を上回る少子高齢化の進行や人間研による推計人口との間に大きな隔たりが生じてきました。

2つめに、都市マスの策定根拠である都市計画法の改正や石狩市の上位計画である第4期石狩市総合計画が策定されたこと

3つめに、都市マスの見直し時期は概ね策定後5年という記述があること等から平成19年度に都市マスの部分見直しを行うことといたしました。

平成19年度に見直しのポイントの1点目としては、人口減少が続いている近年、策定当初の目標人口が望めないことから、都市マスタープラン本編22ページにあります将来目標人口の記載を取止める事と致しました。

このグラフは、厚生労働省の管轄である平成15年12月における「国立社会保障・人口問題研究所」で推計されている近隣市の人口予測です。

一点、補足させていただきますが、こちらのデータは平成15年12月におけるものですので、前回諮問で示しました数値と違う値になっています。

赤線の札幌市は、平成27年の1,928,471人をピークに、減少に転ずる予測になっています。

青線の小樽市は、平成12年以前から、減少が続いています。

紫色の江別市は、平成27年の135,791人をピークに、

黒線の石狩市は、平成27年の58,022人をピークに減少する予測になっています。

みどり色の北広島市においても、平成37年の69,837人をピークに減少に転ずる予測になっています。

このグラフも同じく「国立社会保障・人口問題研究所」で推計されました、旧石狩市域の男女別・5歳ごとの年齢階層の人口予測になります。

青色が男性、赤色が女性を表しています。

2005年の年齢階層のグラフを見ると、55歳から60歳までの、いわゆる団塊の世

代と、25歳から35歳までの団塊の世代の子供達が多いのがお分かりいただけるかと思えます。

2015年のグラフですが、それぞれの世代がスライドして行きますが、35歳から45歳の人口数が急に多くなります。これは団塊の世代のジュニアがそれぞれ結婚等をした事による増加と思われれます。

2025年については、それぞれの年齢階層がスライドしていき大きな変化は見られないようです。

最後に、2035年のグラフになりますが、それぞれの年齢階層がスライドして若年層が減少し、壮年齢層や老年年齢層が増加していきます。

2005年から2035年までのグラフを同時に表示いたしますと、このグラフのように、年を追うごとに若年層が減少し、高齢化率が上昇することが、うかがえます。

以上のように少子高齢化などの社会状況が続いている近年、策定当初の目標人口が望めないことから、将来目標人口の記載を取りやめました。

目標人口の設定は取りやめと致しますが、居住可能区域はまだまだ多く存在するため、人口増加にむけた都市づくりは引き続き進めて行くこととしました。

2点目としては、少子高齢化、人口減少などに対応した、内部安定型のまちづくりへの転換が求められている事から、増補版8ページからの記載にありますように、土地利用方針の見直しを行ないました。

住宅ゾーンの方針については、これまでの人口増加を前提とした市街地の拡大路線から転換し、住居系市街地の拡大は抑制し、整備済みの既存市街地の利用促進を図ると共に、今日的な土地利用のニーズに対応するため、効果的できめ細かな都市計画制度の運用を検討します。

港湾ゾーンの方針については、企業ニーズを的確に捉えた企業誘致の促進と、リサイクル関連施設など、環境に配慮した施設の誘致、また、海陸の結接点としての物流ネットワークの構築を進める事と、幹線道路沿いは、沿道サービス系土地利用を展開し、企業、就業者、地域利用者の利便性を高め、魅力ある工業団地の形成を目指すことで、「港湾ゾーン」の活性化を図る事を記載しています。

将来市街地の取り組み方針についてですが、それぞれ市街化調整区域に位置しており。

花川ニュータウン地区周辺については、市街地の拡大を抑制する観点から、市街化区域編入への位置付けは取止めますが、住環境の改善のため都市基盤の充実に向けた検討を引続き行うことと、土地利用の制限が必要な場合は、調整区域における地区計画制度等の検討を行ないます。

消防署周辺地区の、商業業務系土地利用検討地区については、本編と位置づけは変わってありませんが、消費者ニーズに合ったサービスを供給できる施設であり、かつ、市全体のまちづくりや、周辺地域の土地利用と整合性が図られるなどの、当該地区を検討する場合の理由、目的を追加記載しております。

新港三角地区については、北海道で策定している「石狩湾新港地域の土地利用計画」に位置付けられている事から、引続き、工業系の市街地としての土地利用を検討することを記載しています。

3点目としては、今後、都市計画行政には、市民協働によるまちづくりが求められている事から、都市計画制度を判り易く伝えるために、出前講座の積極的な活用を行うと共に、

土地所有者や開発事業者及び、まちづくり団体などがまちづくりについて提案できる「都市計画提案制度」の周知・啓発活動を行なうことと、

市民やまちづくりNPO団体及び、事業者等の理解と協力が得られるよう、働きかけを行ないます。

4点目としては、都市計画区域外の厚田・浜益両地区については、他の計画に委ねる事とし、都市マスタープランの対象範囲は、引続き旧石狩市域とする事などを記述しております。

そこで、今回見直しを考えている理由として第1に平成13年策定された都市マスタープラン策定から約8年が経過し、中間年に向け取り組み事項に係る管理・評価・達成状況の検証が必要であると考えています。

第2に石狩市都市マスタープランの上位計画である整備・開発及び保全の方針の見直しが平成22年3月に終了する予定であること。

第3に合併地域の取り扱いについてです。増補版による見直しで、こちらの地域の取り扱いをどうするのか検討されましたが、石狩市過疎地域自立促進計画が終了する平成21年度以降の検討事項とさせていただきました。そこで、今回の見直しの際に両地区の取り組みについても検討する予定です。

以上の理由から来年度以降「石狩市都市マスタープラン」の見直しを行う予定です。最初にもお話ししたとおり、現段階で詳しい見直し手法や、計画、方針等を説明できる段階ではなく、都市マスタープランの位置づけや今までの見直し経緯について説明させていただきました。以上でございます。

<会 長>

はい、ありがとうございました、ボリュームが多かったのですが、説明事項に関しまして何かご質問はありませんか。パワーポイントのスライドを全部だしてください。

#### 【意見交換・質疑】

<会 長>

はい、どうぞ。

<蜂谷委員>

先ほどの、説明の中で都市計画審議会は、予定として今年度は、今後審議を行なわないと、来年度に向けてということでありました。今回の都市マスタープランの見直しについては、平成22年度以後に審議をし、一旦結論を出していこうと言う事ですが、いま、分る範囲で結構ですのでタイムスケジュールと言うのか、時期、時期の主要な取り組み、審議状況を今後どうなっていくのか、その所を御説明願いますか。

<阿部課長>

今回の都市マスタープランの見直しに付きましては、予定では平成22年度、23年度、2年間をかけて見直しをして行く予定で御座います。その内容に付きましては、先ほども申しましたとおり、今現在どうゆう風にやるか検討は一切されておられません。

来年に向けて、どういう所を検証し、どこを調整し、どういう形で盛り込むか素案作りに入って行く予定になっております。それを受けまして都市計画審議会の中に報告し意見の頂いた形の中で、順次、取り進めてゆく形になろうかと思っております。現段階ではワークショップや協議会を開く予定は今の段階では考えておりません。

<会 長>

22年度と23年度ですね。

<阿部課長>

今回、環境基本計画の見直し、先ほど3計画のお話しをしていますけれども、平成13年に3計画を同時に策定しております。それで環境基本計画の中間年にあたる形で見直しを、23年を目標年次として取り進めております。当然それに伴って水と緑の基本計画のそういう部分が当然、見直しが必要になってくるのかと思っています。ただ、それについては他の審議会等で検討していただく形になりますので、都市計画審議会においては都市計画、今回、私ども上位計画等を元にして検討した内容について審議していただく形になります。

<会 長>

宜しいでしょうか。

<蜂谷委員>

平成20年4月にですね増補版が策定されておりますよね。その中で増補版をなぜ策定したかと言う必要性をうたわれておりましたが、今回の見直しについてもですね上位計画も、先ほど説明がありましたけれど、更なる国の法律だとか等も含めた全体的なものだと見ていいのですか。

<阿部課長>

今回、説明したとおり、整・開・保、前回の都市計画審議会で答申をいただきました整・開・保とか区域区分の見直し、そういう上位計画を変更される事からそれに伴って今回、石狩市の都市マスタープランも合せた形で総合計画を含めて見直しをして行くと言う形になります。

<会 長>

宜しいですか。どうもありがとうございます。

その他、ございますか。

人口とか、人口ピラミッドなんか具体的な数値を見せられると、そういう物なのかなと思いますよね。

<蜂谷委員>

人間研の人口予想など、だいたい当たっているものなのですか。

< 南部長 >

あくまでも1つの式にのっとして、やっている部分で、ただ人間研の場合にはロジスティックとか色々な部分を検証した中でやっているの、ほぼ当たっていると思っていますけれど。

< 阿部課長 >

前回、審議会の中で整・開・保の関係で説明したときに、人口が少し乖離していますよと言うようにお話ししておりますけれど、石狩市の人口自体平成21年7月現在ですけれども、ここ石狩市旧地域部分で人口56,918と言う形で、前回、言っている人間研の数字と差が有りますので、あくまでも推計ですと言う言い方ですから当然、何年か経つとまた数字が変わってくると思います。

< 会 長 >

ただ、高度成長期の頃は人口予測した方法は、数学的な曲線なり直線的なり引いてやっていたけれど、人間研での場合には一人の女性のかたが5歳きざみ位で例えば、20歳から25歳までの間に何人の子供を産むかと言う数字と、もう一つは私が話すことでは無いですけれど、社会移動、自治体との間を動いてくる数字の積み上げですので、昔の右肩上がりの時代に予測した人口よりは、ずっと説得力のある数字が出ていると思いますね。ただ、ずれるとしたら子供の生まれる、人が死ぬ数はほとんどぶれないですけれど、社会移動については少しぶれるとしたらその辺かなと。たとえば、札幌から石狩に何かの理由で少し多い人口が移動したとか、あるいは逆の場合とかと言う事で誤差が出るとしたら社会移動かなと思いますけれどね。

< 蜂谷委員 >

もう一つ国の経済政策等もかなり大きいのではないのでしょうかね。多分、人間研に入れる入力データその物がその都度、その都度変えていっているんだろうなと、そうしなければものすごく乖離してしまう訳で、石狩市10万都市と言う計画も作っていた訳だけでも、それは実際にはそんなのは無いと言うのも、単純に一人の女性が何人の子供さんを産むのかと言うだけではなくて、産業構造をどう見て行くか、その地域、地域でどう見て行くかと言う事と係わりがかなり国の政策との関係でね、あるのかなと言う気がしますね。

< 会 長 >

今のご意見で私も触発されたんですけど、人口は夜間人口と俗に住民票を置いて住んでいる人の数と昼間人口で働きに来て昼はどこかの自治体の人口が増えるとか減るとかその様なことがあって、それが都市計画やマスタープランにどのように影響してくるのか、あるいは何をええなかな行けないのか、工夫のよちが有るのかも知れないですね。そのほかありませんか。

特に御座いません様でしたら、引き続きこの作業は先ほどのタイムスケジュールで、進

めていただくと言う事で宜しく御願ひ致します。

<会 長>

その他案件は以上のようなご説明でよろしいでしょうか。

<会 長>

事務局より、その他、何かございませんか。

<事務局長>

ございません

<会 長>

それでは、今回の議事録の「確認・確定」については、会長の私と、景井委員で行いたいと思います。

景井委員、宜しいでしょうか。

《 「了承する」の声 》

<会 長>

それでは、長時間にわたり、ご熱心な議論、貴重な意見、誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

平成21年 9月 14日議事録確認

石狩市都市計画審議会

会 長 堂 柿 栄 輔 

委 員 景 井 新 一 